特集

一年の出来事

2005.12.15

毎月1日・15日発行

みなさんと町政を結ぶ

NO.866

Hot Line ホットライン

広報みよし

CONTENTS

「特集」 P3
パブリックコメント／「第四次行政改革大綱素案」「三好公園整備計画案」
一年の出来事
「みんなのひろば」 P14
みつけたみよしのはつらつさん／
加藤　金男さん（莇生）
がんばれ！みよしっ子／
三好中学校　柔道部
「まちの話題」 P16
小中学校夢の作品展、奉仕活動の日、
高齢者健康体操教室ほか
「お知らせ」 裏表紙から

表紙の説明

11月27日にさんさんの郷で行われた「野外料理にチャレンジしよう!」のひとこま。ガールスカウト愛知57団のメンバーと地域の子どもたちが協力して、ホットドックと竹を使ったバウムクーヘン作りに挑戦しました。

三好の人口

（　）は前月比

人　口	5万4,045人	（－　42人）
男	2万7,881人	（－　74人）
女	2万6,164人	（＋　32人）
世帯数	1万9,205世帯	（－　48世帯）

（平成17年12月1日現在）

12月・1月カレンダー

15	木	シルバー即売会(9:00～　生きがいセンター太陽の家) こどもの相談(10:00～ なかよし地区子育て支援センター) 行政相談(13:00～　役場東館3階住民相談室)
16	金	クリスマスロビーコンサート(19:00～　サンアート)
17	土	おはなし会(10:30～　中央図書館)
18	日	家庭の日
19	月	
20	火	心配ごと相談(9:00～　福祉センター) 司法書士･行政書士･土地家屋調査士合同相談 (13:00～　役場西館1階相談室)
21	水	12月議会閉会 知的障害に関する福祉相談 (10:00～　役場東館3階住民相談室) 年金相談(10:00～　役場西館1階相談室)
22	木	
23	金	天皇誕生日 三好演劇塾公演「ひげよ、さらば」(19:00～　サンアート)
24	土	おはなし会(10:30～　中央図書館)
25	日	
26	月	女性相談(12:00～　☎(32)9539)
27	火	身体障害に関する福祉相談 (13:00～ 役場西館1階相談室)

※各種相談については終了時間が異なりますので、広報毎月15日号の「お知らせ」のコーナーで確認してください。

28	水	官公庁仕事納め 年金相談(10:00～　役場西館1階相談室)
29	木	
30	金	
31	土	大みそか
1	日	元旦
2	月	
3	火	
4	水	官公庁仕事始め 年金相談(10:00～　役場西館1階相談室) 新年町民交礼会(10:30～　サンアート)
5	木	心配ごと相談(9:00～　福祉センター)
6	金	
7	土	おはなしカルタ会(10:30～　中央図書館)
8	日	三好町成人式(10:00～　サンアート)
9	月	成人の日 町長ホットライン(8:00～　ラジオ･ラブィート78.6MHz)
10	火	人権相談(13:00～　役場東館3階住民相談室)
11	水	年金相談(10:00～　役場西館1階相談室)
12	木	
13	金	法律相談(13:30～　役場東館3階住民相談室)
14	土	おはなし会(10:30～　中央図書館)
15	日	三好町消防団出初･観閲式 (9:00～　三好公園陸上競技場)

第四次行政改革大綱素案について意見を募集します

三好町では、これまでも行政改革に取り組んできましたが「町を取り巻く急激な社会経済環境の変化」「単独のまちづくりの推進」「健全な行財政の運営」などに対応するため、さらなる改革を進める必要があります。このため新たな行政改革大綱の策定に向け、町民の皆さんから公募した委員を含む三好町行政改革推進委員会などにおいて、検討を進めてきました。

今回は、この行革大綱の素案がまとまりましたので公表し、パブリックコメント制度による意見の募集を行います。皆さんからのたくさんのご意見をお待ちしています。

行政改革大綱策定の背景

平成13年3月に策定した「第三次行政改革大綱」の推進期間が、平成17年度で終了となります。そこで、住民ニーズの多様化、地方分権社会への移行など社会経済環境の変化により適切に対応するため、計画期間を平成18年度から22年度までの5年間とする新たな「行政改革大綱」を策定し、行政改革をさらに強力に推進していきます。

これまでの行政改革の取組

昭和56年度
- 「行政問題検討会議」を設置
  行政改革の取り組みを開始

昭和60年度
- 「行政改革推進本部」「行政改革推進委員会」を設置
- 「第一次行政改革大綱」策定
  事務事業の見直しなど7項目を柱に行政改革に取り組む

平成7年度
- 「第二次行政改革大綱」策定
  バブル経済の崩壊など社会経済状況の急激な変化に対し「行政の情報化の推進などによる行政サービスの向上に関すること」など8項目を重点推進事項として、さらなる行政改革を推進

平成12年度
- 「第三次行政改革大綱」策定
  景気低迷の長期化や地方分権社会への移行など、社会経済状況の変化に対応していくため①住民に開かれた町政の推進②事務事業の見直しおよび行政サービスの向上③組織・機構の見直し④定員管理および給与の見直し⑤職員の意識改革の推進の5項目を重点推進事項として、行政改革を推進

行政改革の基本方針

住民の期待に応え、単独のまちづくりを着実に推進していくため、公共サービス提供のあり方そのものを見直し、住民、行政区、ボランティア、※NPO、事業者、町行政などの本町の公共サービスにかかわる多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚して、対等の立場で協力し合い、総力を挙げてこれからのまちづくりを支える新たな仕組みとして『単独のまちづくりを支える地域協働システム』の確立を目指します。

その上で、組織・人事管理・事務事業をはじめとする町行政運営の効率化・合理化をより一層進め、健全な財政運営を維持します。

なお行政改革の推進については、具体的な目標を掲げて取り組みます。以上を基本方針として策定します。

Key Word

※NPO(エヌ・ピー・オー)…"Non Profit Organization"の略語。一般的に「非営利組織」と訳され、営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織

◆第四次行政改革大綱の策定体制

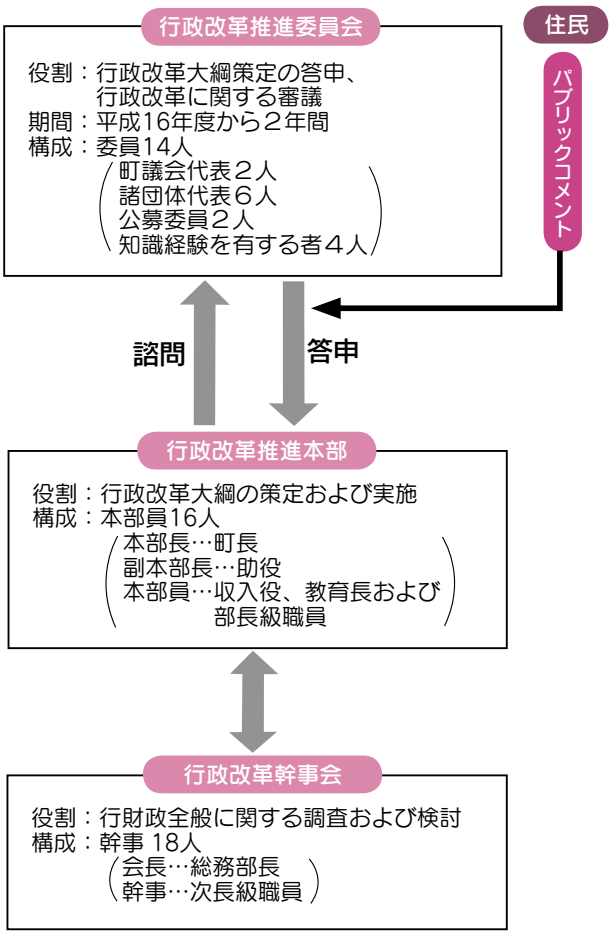

◆『単独のまちづくりを支える地域協働システム』のイメージ

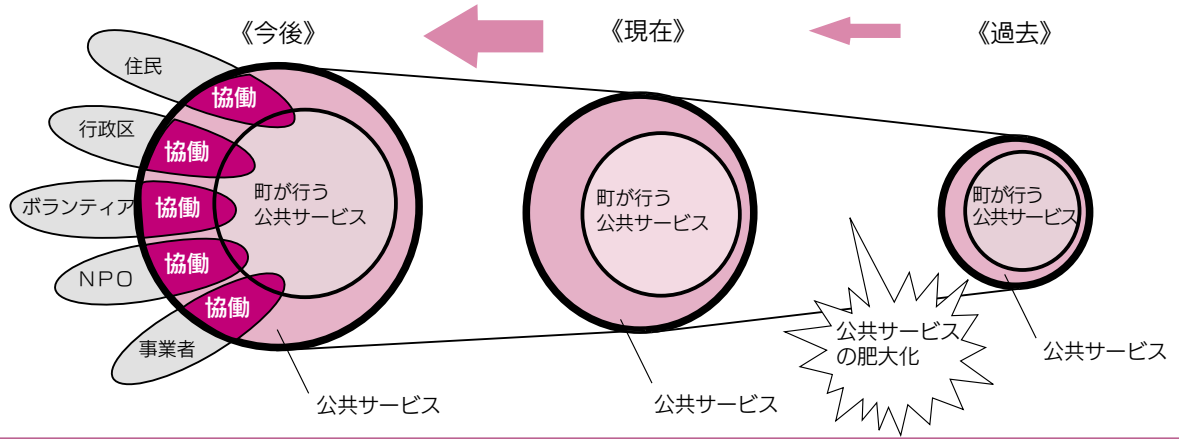

行政改革の3つの視点

◆町行政と住民等の協働の視点

住民、行政区、ボランティア、NPO、事業者、町行政など三好町の公共サービスにかかわる多様な主体がどのような役割・機能を担うべきかを検討し、各主体が協力し合い、協働で三好町の公共サービスを提供する地域協働の仕組みづくりを進めます。その中で、住民のニーズを十分に踏まえ、町行政の果たすべき役割・機能の検討、見直しを行います。

さらに、町行政サービスの質の向上とより開かれた透明性の高い町政の実現を目指し、※ICTの活用などにより、住民のニーズの的確な把握、住民などへの迅速な情報伝達などを図っていきます。

また町行政活動の一部を補完し、または代行してきた町関係団体について、その役割の見直しや経営改善の推進に取り組んでいきます。

Key Word

※ICT(アイ・シー・ティー)…"Information and Communication Technology"の略で、インターネットや携帯電話などの「情報通信技術」を表す言葉。日本ではIT(アイ・ティー)"Information Technology"が広く普及していますが、国際的にはITに"Communication(コミュニケーション)"を加えたICTが定着しています。

◆町行政運営の効率化・合理化の視点

町行政運営の効率化・合理化をさらに進めるため、人材の育成の強化、職員の意識改革、能力の向上や新たな人事・給与制度の導入などを推進し、また定員の適正な管理を図っていきます。

さらに、政策や施策を着実に実行できる総合力・機動力を備えた住民にも分かりやすい組織の構築、行政評価の導入や公共施設の見直しなど効率的・効果的な行政運営に向けた取り組みを進めます。

◆財政的な視点

将来にわたり安定した行政運営を持続できる健全な財政運営を確立します。

また、限られた財源をさまざまなニーズに的確に配分し、住民の暮らしを将来にわたって支えられる財政力を蓄えることが必要であり、あらゆる角度から歳出の削減、歳入の確保に努め、柔軟な財政構造を維持します。

計画期間と目標の明示

計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間とします。

また具体的な目標を掲げ、着実な取り組みの推進を図ることとし、毎年度その取り組み状況を情報プラザやホームページなどで公表していきます。

重点取組課題

第四次行政改革大綱では、5つの課題を、特に重点取組課題と考え、町全体で強力に取り組みを進めていきます。

①民間活力の活用・住民などとの協働の推進

住民など町の公共サービスにかかわる多様な主体がどのような役割・機能を担うべきかを検討し、各主体が協力し合う、協働の仕組みづくりを進める必要があります。

②人材の育成・職員の意識改革

職員が問題意識を持ち、時代の流れに柔軟に対応した効果的・効率的な行政サービスを創造し、中立公平で住民本位の行政サービスができるよう、人材の育成と職員の意識改革を図る必要があります。

③定員・給与などの適正な管理

職員の勤務意欲に配慮しつつ、定員および給与などの適正な管理に努める必要があります。

④行政評価による施策・事務事業の見直し

住民に必要な行政サービスを効果的・効率的に展開し、住民が安心できる行政を実現していく必要があります。

⑤公の施設の見直しと指定管理者制度の積極的な活用

公の施設においては、社会的役割の変化や町の果たすべき役割と機能に合わせて、存置の必要性を含めて、あり方を見直すとともに、指定管理者制度の積極的な活用を図る必要があります。

第四次行政改革大綱個別取組事項

視点	重点推進項目	取組項目	個別取組事項
1 町行政と住民等の協働の視点	①町の果たすべき役割と機能の見直し	ア 住民ニーズ、町行政の果たすべき役割を踏まえた町行政サービスの提供	①住民参加による新たな総合計画の策定 ②定期的な住民意識調査の実施
		イ 町行政サービスの質の向上	①町税納付手段の拡大 ②電子申請・届出システムの対象手続の拡大 ③共同利用型施設予約システムの導入検討 ④統合型ＧＩＳ（地理情報システム）の導入 ⑤ＩＣＴ関連経費の縮減
		ウ 開かれた町政と透明性の確保	①多様な広報広聴活動の実施 ②ホームページの充実 ③議会映像の配信 ④議会会議録のインターネット配信
	②地域協働の推進	ア 住民、行政区、ボランティア、ＮＰＯ、事業者などとの協働の推進	①地域協働の推進体制の充実 ②地域協働のあり方の検討 ③地域協働に関する職員研修の実施 ④総合型地域スポーツクラブの拡充 ⑤地区まちづくりの人材の育成と活動への支援 ⑥学校安全ボランティアの組織化
		イ 行政区との新たな協働体制の構築	①行政区のあり方の検討 ②特色ある地区まちづくりの推進
		ウ 消防団の見直し	①消防団の見直し
		エ 民間活力の活用	①民間活力の活用の推進 ②ＰＦＩの導入の検討
		オ 国、県、近隣市町との新たな関係の構築	①国、県からの権限移譲の検討 ②広域行政のあり方の検討 ③広域的な公共交通の検討
	③町関係団体の見直し	ア 経営改善の推進	①町関係団体の経営改善の支援
		イ 補完及び代行の役割の見直し	①町関係団体に対する町の関与の見直し ②町関係団体への委託業務・補助事業の検証及び見直し
		ウ 町関係団体の統廃合	①三好町土地開発公社のあり方の検討 ②三好町カヌー協会のあり方の検討
2 町行政運営の効率化・合理化の視点	①職員の意識改革及び定員、給与等の人事管理全般の見直し	ア 人材の育成・職員の意識改革	①新たな人材育成方針の策定と研修の実施 ②計画的な※ジョブローテーションの実施
		イ 定員の適正な管理	①職員定員の適正管理
		ウ 給与等の適正な管理	①給与の見直し ②手当の見直し ③特別職報酬等の見直し ④給与等の状況の公表 ⑤福利厚生事業の見直し ⑥福利厚生事業の状況の公表
		エ 目標管理制度の活用	①新しい人事評価制度の導入
	②総合力、機動力を備えた組織への再構築	ア 役場組織、機構の見直し	①組織、機構の見直し
		イ 附属機関の活性化・合理化	①附属機関の見直し ②公募委員の登用 ③女性委員の登用

※左表へつづく

Key Word

※ジョブローテーション…さまざまな職務を定期的に交代させ、いろいろな仕事を経験させる職員教育の方法

※右表からのつづき

視点	重点推進項目	取組項目	個別取組事項
2 町行政運営の効率化・合理化の視点	③成果重視の効率的・効果的な行政運営	ア 行政評価による施策・事務事業の見直し	①行政評価の活用による施策・事務事業の見直し ②施策別予算編成、執行権限の検討 ③行政評価結果の公表及び住民意見の募集
		イ 公共工事のコスト縮減	①「三好町公共工事のコスト縮減に関する行動計画」の見直し ②電子入札、電子調達の導入 ③公募型指名競争入札の実施
		ウ 内部管理業務プロセスの見直し	①事務改善提案制度の推進 ②新財務会計システムの導入 ③長期継続契約の締結による会計事務の合理化
		エ 環境にやさしい役場づくり	①環境管理要綱による環境負荷の軽減 ②公用車の低公害化、低燃費化の推進
	④公共施設の見直し	ア 公共施設の廃止及び地元移管を含めた役割、機能の見直し	①地区公共施設のあり方の検討 ②勤労青少年ホームのあり方の検討
		イ 効率的・効果的な管理運営の推進	①公共施設の管理運営の見直し
		ウ 指定管理者制度の導入	①指定管理者制度の導入 ②指定管理者制度導入の検討
		エ 地方公営企業等の事業の見直し	①地方公営企業等の経営改善の推進 ②地方公営企業等の給与等の適正管理 ③地方公営企業等の職員定員の適正管理 ④地方公営企業等の定員管理、給与等の状況の公表
3 財政的な視点	①健全な財政運営の維持	ア 中期的な財政計画	①中期的な財政計画の策定
		イ 取組内容の数値目標	①財政数値目標の達成
	②歳出の抑制と歳入の確保	ア 経常経費の削減	①補助金の見直し ②前納報奨金制度の見直し ③交際費執行基準の見直し
		イ 自主財源の確保	①使用料等の適正化 ②町税の収納率の向上 ③（仮称）三好町納税推進員の設置
	③財政の弾力性の確保	ア 公債費の適正な管理	①適正な町債の借入
		イ 基金運用のあり方の検討	①計画的な基金運用の検討

●皆さんのご意見をお聴かせください●

第四次行政改革大綱素案に対する皆さんのご意見をお聴かせください。

なお詳しい素案の内容は、みよし情報プラザ（役場西館１階）、サンネット、および三好町ホームページ（http://www.town.miyoshi.aichi.jp）でご覧になれます。

▶**意見の提出方法**＝平成18年１月13日(金)までに住所・氏名・電話番号を記入して、財政課へ次のいずれかの方法で（様式は任意）

①**郵便**…〒470-0295(住所記入不要)
②**電子メール**…✉zaisei@town.aichi-miyoshi.lg.jp
③**ファクス**… FAX (32)2165
④**直接持参**

▶**問い合わせ**＝財政課　☎(32)8002　FAX(32)2165